

○保育料の減額・免除について



(1)第3子目以降の保育料について

- 子どもを3人以上扶養している場合には、第3子目以降の児童について、保育料が無料になります。
- ※ 申請に基づいて適用されますので、申請がない場合には、該当になりません。
 - ※ 「子ども」とは、「子ども・子育て支援法第6条の子ども(18歳未満)」とします(安中市の取扱い)。
 - ※ 一時預かり事業の利用料については、対象外です。

(2)第2子の保育料について

きょうだいが同時入所の場合、第2子の保育料が半額になります。



①第1子カウントは、小学校就学前までです。

小学校就学前の範囲内に子どもが2人以上いる場合、
最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウントします。
【例】兄：小3→カウントせず 弟：年中→第1子・妹：0～2歳→第2子



**第2子
半額**

・「ひとり親世帯等」については、申請書裏面の「施設利用者負担額(保育料)減免に係る申請欄」に記入することで減免対象となります。
申請がない場合は減免対象にはなりませんのでご注意ください。

②「年収360万円未満相当世帯」に該当する場合、①の第1子の年齢制限がなくなります。

きょうだいの年齢にかかわらず、人数に応じてカウントします。

【例1】兄：小6→第1子 弟：年中→第2子
【例2】姉：高2→第1子 妹：年中→第2子

③「年収360万円未満相当世帯」の該当は市町村民税所得割額から判定します。

「年収約360万円未満相当世帯」とは・・・

- ・保護者等算定者の市町村民税所得割額の合計が、57,700円未満の世帯です。
- ※ひとり親家庭等については、77,101円未満であれば該当します。

④「ひとり親世帯等」で「年収360万円未満相当世帯」の場合、第2子以降の保育料が無料になります。

※「ひとり親世帯等」とは、母子・父子世帯及び在宅障害児(者)のいる世帯をいいます。

・①～④をまとめると、次の表のとおりです。

3 号 認 定	ひとり親世帯等	市町村民税 所得割額	ひとり親世帯等以外
	無料	市町村民税非課税	無料
	第1子 標準時間：2,300円 短時間：2,200円	57,700円未満	第2子(第1子年齢制限なし) 半額 第3子目以降 無料
	第2子目以降 (第1子年齢制限なし) 無料	57,700円以上 77,101円未満	第2子半額・第3子目以降 無料
	第2子半額・第3子目以降 無料	77,101円以上	